



2026年9月24日

各 位

会 社 名 株式会社JPMC

代表者名 代表取締役 社長執行役員 グループCEO 武藤 英明
(コード：3276 東証プライム)

問合せ先 取締役 常務執行役員 グループCFO 屋宮 貴之
(TEL：03-6268-5225)

臨時株主総会招集のための基準日の取消し及び再設定に関するお知らせ

当社は、2026年9月11日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」のとおり、2026年9月28日を基準日として、2026年11月中旬を目途に臨時株主総会を開催予定としてお知らせしておりましたが、株式会社Amsterdam1（以下「Amsterdam1」といいます。）及び株式会社Amsterdam2（以下「Amsterdam2」といいます。）による金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づく要請により当社が公表した2026年9月15日付「株式会社Amsterdam1及び株式会社Amsterdam2による株式会社JPMC（証券コード：3276）の普通株式に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者らによる当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（ただし、当社の取締役が付与された当社の譲渡制限付株式のうち本公開買付け（以下に定義します。以下同じです。）の公表日時点において譲渡制限が解除されていないもの及び従業員に付与された当社の譲渡制限付株式のうち本公開買付けの公表日時点において譲渡制限が解除されていないものを含み、株式会社ムトウエンタープライズ2（以下「本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）」といいます。）が所有する当社株式、光通信KK投資事業有限責任組合（以下「光通信KK」といいます。）、UH Partners 2投資事業有限責任組合（以下「UH Partners 2」といいます。）及び光通信株式会社（以下「光通信㈱」といいます。光通信KK、UH Partners 2及び光通信㈱を総称して「本不応募合意株主（光通信グループ）」といいますが、本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）と併せて「本不応募合意株主」といいます。）が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）が2026年10月5日まで延長されたことに伴い、本日付の取締役会において、当該臨時株主総会において権利を行使することができる株主を確定するために定めた基準日を取り消すとともに、2026年11月下旬を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日を設定することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年10月14日（水）（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日の最終

の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 : 2026年10月14日 (水)
- (2) 公告日 : 2026年 9 月29日 (火)
- (3) 公告方法 : 電子公告 (当社ウェブサイトに掲載いたします。)
<https://www.jpnc.jp/ir/soapn/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2026年 8 月 3 日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」及び同年 9 月15日に公表した「(変更)『MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ』の一部変更に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、公開買付者らは、公開買付者らが同年 8 月 4 日に開始した本公開買付けが成立し、本公開買付けにより、当社株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者ら及び本不応募合意株主のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

公開買付者らは、会社法 (平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。) 第180条に基づき、当社株式の併合 (以下「本株式併合」といいます。) を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を2026年11月下旬を目途に開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者ら及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において、上記各議案に賛成する予定とのことです。

本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上